

# 令和7年度部活動規定

いちき串木野市立串木野中学校

## 1 目的

- (1) 部活動は、生徒の自主的、自発的なスポーツや芸術等への参加により、スポーツや芸術等への知識や関心を深めるとともに「心・技・体」の育成を図り、生涯にわたる豊かなスポーツライフにつながる資質や能力を育む。
- (2) 集団や競技のルールを守り、周囲に気配りができ、集団の規律を尊び、部活動で学んだことを日常生活で実践できる態度を養う。

## 2 部活動の設置

- (1) 部には、校長より委託された顧問教職員をおく。(原則全員顧問制)
- (2) 部の設置にあたっては、生徒の希望だけでなく、学校の施設や顧問教師の有無を勘案して設置する。顧問教師のいない部は認めない。

## 3 部の種類 (令和7年度)

女子バレーボール 男子バスケットボール 女子バスケットボール サッカー  
男子ソフトテニス 女子ソフトテニス 剣道 弓道 卓球 吹奏楽 計 10部活

## 4 所属期間について

- (1) 4月の発足時から翌年3月までとする。
- (2) 年度が変わるごとに入部届を部顧問に提出する。
- (3) 年度途中の転退部は原則として認めない。ただし、1年生は4月いっぱい転退部を認める。  
※ 途中転部に関しては、該当部活動顧問同士で十分話し合い、妥当と考えられる場合は認めることもある。
- (4) 3年生は、原則として夏の中体連大会までを活動の期間とする。一部は2学期の大会終了までとする。(サッカー部と吹奏楽部が対象となる)  
※ 推薦入学試験前や推薦入学合格後に練習が必要な場合は、顧問からの申し出によって、職員全体で審議を行い、練習参加を決定する。
- (5) 卒業後は、原則として部活動には参加しない。

## 5 活動について

部顧問と主将で話し合って活動計画を作り、それに基づいて規則正しく継続して活動する。

- (1) 学校、学級等の教育活動を優先する。
- (2) 学力の向上を図ることは最も大切なことであり、勉強とスポーツの両立ができるよう、学級担任、教科担任、保護者と連携を図り、指導の徹底を期す。
- (3) 休日に地域行事がある場合は地域行事を優先し、参加させることを原則とする。ただし、大会等がある場合はこの限りではない。
- (4) 原則として、顧問不在時は練習をしない。
- (5) 早朝・昼練習は後援会の理解をもらい、職員会議で申請して実施する。

- (6) テスト前(期末5日間, 中間3日間)の練習については以下のとおりとする。
- ア 原則中止とする。
  - イ テスト休み期間中の大会には参加しない。ただし, 夏の中体連大会と県レベルの大会の場合に限り, 職員会議で協議し参加の有無を決定する。
  - ウ テストによる練習中止期間又はテスト直後に大会がある場合は, 顧問が練習に必ずつくことを条件に, 全職員に報告し, 校長の許可を得てから行う。原則として校長が参加を認めた大会のみ, 練習を認める。テスト勉強に支障のない範囲で, 練習時間を設定する。
    - ※ 冬の県大会1週間前に限り, 保護者送迎のもと30分程度の延長を認める。
    - ※ 職員会議で練習時間の申請をして承認を得る。
    - ※ 練習に参加できるのはエントリーされた者のみ (マネージャー含む)
- (7) 平日に1日, 週末日に1日, 休みを設ける。
- ア 平日は, 原則, 定時退庁日にあたる水曜日を休みとする。
  - イ 土曜日と日曜日に連続して, 練習又は公式試合(練習試合も含む)をした場合は, 次週の休みを1日増やすようにする。
- (8) 活動時間については, 平日2時間程度, 休日は3時間程度とする。
- (9) 校内の日常の活動時間は, 次の通りとする。(いずれも校門を出る, 完全下校時刻)
- |        |         |          |         |         |
|--------|---------|----------|---------|---------|
| 4月     | →18時20分 | 10月      | 地区新人戦まで | →18時20分 |
| 5・6・7月 | →18時40分 |          | 地区新人戦以降 | →18時00分 |
| 9月     | →18時20分 | 11・12・1月 |         | →17時30分 |
|        |         | 2・3月     |         | →18時00分 |
- ※ 11月～1月以外の職員会議がある月曜日の練習では, 顧問不在時の練習を少しでも避けるために練習開始時間を適宜変更することができる。ただし, 練習時間は2時間程度とし, 下校時刻を過ぎないようにする。

## 7 生徒指導上問題行動があった場合の対応について

生徒指導上問題行動があった場合, 「部活動指導規定」に基づき対応する。ただし, 最終判断は校長が決定する。

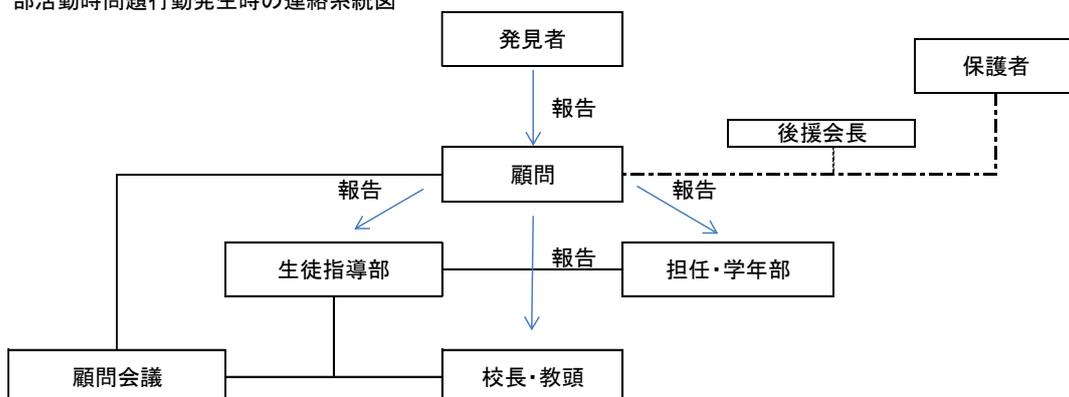
- ・ 校則に違反した場合。
- ・ 生活面で著しく問題行動を起こした場合。(反社会的行動など)

- (1) 生徒指導上の問題行動があった場合は, 顧問会で審議し, 指導規定に基づいて対応する。
- (2) 生徒指導上の問題行動があった場合は, 即後援会を開いて, 部としての対応を保護者に周知する。

※ 年度当初の後援会で, 学校・顧問としての方針を周知徹底する。

- (3) 停止期間については, 当該生徒及び主将, 副主将などの反省や目標をはっきりさせ, ただ消化していくのではなく, 次のステップに向上できるように指導する。

部活動時間問題行動発生時の連絡系統図



## 8 保護者後援会について

原則として各部ごとに保護者後援会を組織し、当該生徒の保護者は会員となり次のことを話し合い、部活動を支援する。

〔部活動規定・各部活動方針・部費・大会出場数・保護者後援会の組織や活動など〕

## 9 経費について

- (1) 部活動の経費は、体育文化復興費の規定により支給する。  
部活動運営補助金(各部5000円+部員数×900円(1人))
- (2) 用具については、個人負担と部費によるものとする。

## 10 廃部について

現在活動している部活動について、新チームスタート時に、1・2学年の総部員数が大会参加最低人数に満たさない場合でも、練習や大会出場、県中体連複数校合同チーム編成規定に基づき、合同チームの結成を認める。ただし、1・2年生の総部員数が0人になった場合は、いかなる理由がある場合でも、廃部とする。

## 11 部活動の地域移行について

本年度、本校は地域移行モデル校となる。モデル校に伴い、地域指導者を一部の部活動に対して配置していただいているが、年度当初についていない部活動に対しても途中で配置される場合もありうる。地域指導者とは、基本的に各部活動顧問が連携を図り円滑に活動を実施できるようにする。

### 【土・日の部活動による部室の施開錠】

学校ポストにある体育館と各部室のスペアキーを用いて、地域指導者又は顧問は施開錠を行う。

## 12 その他

- (1) 部活動（登下校含む）の服装はユニフォーム（部で統一したもの）、体育服またはTシャツ（白のワンポイントまで可）とする。
- (2) 「部室使用規定」をきちんと守る。守れない場合その部活は練習停止もあり得る。
- (3) 自転車利用については、本校で部活動を行う場合は利用禁止である。練習試合などで駅集合や市内の中学校までは利用可である。
- (4) 何らかの理由で退部する場合は、顧問から退部届けをもらい、必要な箇所を記入して顧問に提出し承認を受ける。
- (5) 休日等で弁当を食べる場合は顧問の指示に従い指定された場所で飲食する。ただし、校外に出て購入することは認めない。（パン・ジュースを買いに行くなど）また、午前中授業で弁当持参して部活動する場合はその都度場所を指定する。
- (6) 日本スポーツ振興センター給付金の運用については、学校管理下における場合は適用できる。その他の場合はスポーツ傷害保険に加入していることが望ましい。

## 昨年度からの変更《追加,検討事項》

- ・ 各部活動顧問配置に伴い、正副を置かず各顧問同士で公平に業務の分担を行う。
- ・ 保護者後援会の方々へ、プール側駐車場及び会議室前駐車場への車での出入りの際は、速度を落として走行していただくよう呼びかける。
- ・ 部活動生の更衣については、帰りの学活終了後～16：45までは教室での更衣も認める。ただし、16：45以降は各部活動の部室を利用する。
- ・ ミーティング室（体育教官室）への生徒出入りは禁じ、設置されている冷蔵庫の使用は認めない。